

廃プラスチックの焼却は地球温暖化対策にも 分別リサイクルの意識からも逆行

日本共産党 足立区議団ニュース

2007 3 7
NO. 3

日本共産党足立区議団
中央本町1-17-1足立区役所内
e-mail: acap@blue.ocn.ne.jp
区議団ホームページ
http://www.cpi-media.co.jp/adaci

3月2日、予算特別委員会第2日目は、ゆかが和了、三好すみお議員の両議員が質問に立ちました。

ゆかが和了議員の質疑要旨は次の通りです。

○質問Ⅱ地球温暖化対策は、人類共通の課題です。大量生産、大量消費、大量廃棄を伴う事業活動や家庭生活からCO2などの温室効果ガスやオゾン層を破壊し、気候が変動化。氷河や永久凍土が溶けるなどTVでも特集で報道。地球温暖化問題は、国際的なレベルでのルール作りなどとともに、足元から従来の生活を見直し、それぞれの立場で省資源・省エネルギーなどの行動を実践することが大切。例えば、1枚のポリ袋を使わず、ゴミとして出さないだけで20ワットのエネルギーの節約になり、その分、CO2の発生を抑えることができる。リデュースを中心に3Rを進めること、緑化やCO2削減などの直接的な地球温暖化の両側面から環境施策を進めることが必要と思う。



発言するゆかが和了議員

3Rの中でも、まずリデュース（発生抑制）が最優先であり、次にリユース（再利用）そしてリサイクル（再利用）といわれているが何故か。答弁Ⅱ缶ジュース1本を商品化するにもエネルギーが消費される。その上、労力がかかりCO2削減に、作られたものは繰り返し使う、リデュースが基本。

○質問Ⅱゴミになるものを買わない、ゴミの発生を抑える、そこが大切。その視点から不燃ゴミの8割を占める容器を減らす、こういった角度から意識啓発がなによりも大切と思うがどうか。

●答弁Ⅱそのとおり。

○質問Ⅱところが23区では再利用のシステムも作らないまま

長年かけて培った分別リサイクルの意識が一気に崩れる

焼却する方向にしてしまった。世界に流れに逆行。20年から廃プラスチックの焼却（サーマルリサイクル）全面実施する、19年度はモデル地域を全体の5分の1まで拡大する。その組成調査などで1億4200万円赤字予算計上されている。プラスチックを焼却する事業のために、各区が出資を行い、10月に東京ガスとの合併会社を設立した。もともとと熱効率の悪い廃プラスチックを燃やすことで発電しようとする、各自自治体はプラスチックを大量に燃えるゴミとして回収することで血道をあげなくてはならない。ゴミを減らすという角度と逆ではないか。



●答弁Ⅱ前提は、ゴミを減らす、また、資源化を進める。全体としてゴミを減らすことは基本的部分は変わっているわけではない。

○質問Ⅱ区のサーマルリサイクルに対するアンケートでも、「今まで分別していた不燃ゴミが可燃ゴミになったので、分別するという意識が薄らいでしまった。など、長年かけて培った分別、リサイクルの意識を瞬間にして崩してしまう。一度崩れたものはなかなか戻らない。」

最終処分場の延命策は理由にならない

○23区の不燃ゴミを全部燃やしても処分場全体のわずか5%しか持たないのを10年延命する、ということに強調しているが。●答弁Ⅱ大きな柱だ。

○質問Ⅱこれは廃棄物埋立てエリアのうちの一般廃棄物部分に限ってのこと。全体が10年延命されるわけではない。中央防波堤最終処分場の埋立てのうち、一般廃棄物は埋立て総量の何%か。

●答弁Ⅱ20・3%。

○質問Ⅱ中央防波堤処分場の埋立てのうち、

一般廃棄物は総量の16.4%。4%。（体積比は答弁のあった20・3%）それ以外は土砂系と産業廃棄物と下水の汚泥など都市施設廃棄物（表参照）。

新海面最終処分場の5・6%しか占めない廃プラの問題を取り上げて、それを焼却の理由としてもち出すことは間違いだ。

○質問Ⅱしかも政府でさえその前提としてや

るべきとしている「容器包装リサイクル法」

に定めるプラスチックのリサイクルをやるべきだといっているのにやっていない。他区の場合はどうか？

●答弁Ⅱ23区中11区で計画中。

○質問Ⅱ家庭にはプラスチックマークの入ったリサイクル商品があふれている、その資源も回収しないで燃やしてしまう、問題だと思わないのか。

●答弁Ⅱ（質問事項に答えず「容リ法」の矛盾を述べる）資源化が進まないから、「容リ法」に基づいて計画的にやっていく。課長自身が問題だと思っているのかどうか答えてください。

○質問Ⅱ「容器リサイクル法」が問題があれば区から意見を言えばよい、リサイクルマークがついているのに燃やすのは問題だと思う。杉並区は、29万所帯の3分の1を対象に「容リ法」による廃プラのリサイクルをやっている。費用は2億円。足立でモデル事業をすれば30万所帯の5分の1で、1億千万円くらいからといったが、やるうとしないその姿勢こそが問題。サーマルリサイクルは事業者・製造者（大企業）の責任回避で出されてきているともいう。（企業は）容器リサイクル法では、「事業者責任」として一千億円程度負担しなくてはならない、といわれ、それを避ける、また、高額の炉を売って儲かる。世界の流れにも逆行する、焼却中心主義の発想を切り替えるべき。同じ大都市の横浜市では、廃プラの収集を充実させ、5年間で33%減量に成功して、2つの焼却施設を閉鎖した。大きな目でみれば切り返るべきと思うが。

●答弁Ⅱ足立区としてはゴミを減らす、燃やす方向で考えている。

○質問Ⅱ分別リサイクル意識啓発も逆行する。CO2が増え地球温暖化にも逆行する。中止すべき。そして可能な限りリサイクルを進めるように要求する。以上

中央防波堤最終処分場の埋め立て全体に占めるプラスチックゴミの割合（重量比）

建設発生土や河川・港湾浚渫土など土砂系 (63.3%)	一般廃棄物 (16.4%)	
	工場焼却残廃	6.4%
下水汚泥や産業廃棄物 (21.3%)	粗大ゴミ	5%
	他	6.4%

廃プラスチックを全部燃やして処分しても全体のわずか5%程度。「10年延命できる」とはとんでもないまやかしです。

障害者自立支援法

応益負担は撤回すべき — 自立支援法の最大の問題 —

三好すみお議員の質問要旨は次のとおりです。

法人・利用者からも「きつい」の声

○質問―障害者の福祉について、福祉部参事が五年の決算委員会で「障害者の福祉については、様々な施策、補助具そ



議員すみお三好

ういうものがあつてはじめて障害者はスタートラインに立つことができると思つた。障害者が健常者と同じスタートラインに立つまでは様々な支援が必要と思つたが、区長はどう思つたか。

○質問―応益負担は、障害者がスタートラインにつくための必要な施策に対して、それを「利益」として導入した。障害者が生活のスタートラインに「>」をなぜ「利益」と見なければいけないのか。区長はどう思つたか。

○質問―言葉の問題ではない。応益負担、所得に応じた負担から、利用の数に応じた利益で運営されている応益負担だ。障害者自立支援法が施行されて一年がたつとして、そして十月からの本格実施、一カ月もたたないうちに政府与党による負担し案がなされた。この見直し案を区は評価しているのか。

●答弁―国は「応益負担」の文言を含めて使われない。○質問―言葉の問題ではない。応益負担、所得に応じた負担から、利用の数に応じた利益で運営されている応益負担だ。障害者自立支援法が施行されて一年がたつとして、そして十月からの本格実施、一カ月もたたないうちに政府与党による負担し案がなされた。この見直し案を区は評価しているのか。

●答弁―法施行から各施設、法人や利用者から「負担増」「きつい」という声があるのは事実。区の試算でも、法人の運営について、国からの補助金一割程度減収している。区として法人を支援している。

○質問―見直しの背景と問題点について、法施行後、利用者への応益負担の導入と通所施設を中心とした事業者への運営費の削減、そして日払い報酬の導入によって、事業者は利用者を増やさなくては収入が上がらない、利用者は利用すればするほど負担が重くなる。応益負担の導入によって利用者の絶え難い負担増は極度に達している。今回の見直しは、自立支援法を補つものとしてなされた。

自民党が「福祉のほら撤きはやらない。重点施策でいくんだ」といった。重点施策なら、食事代の新たな負担をさせないことは当然として、自立支援法の最大な問題である応益負担を撤回すべきだと思つた。

日本障害者協議会の代表は、政府 与党の見直し案が示された後の12月に「応益負担の中止を含む、抜本的な見直し以外に道はない」と述べ、関係者の協力を呼びかけた。

区は、こうした応益負担をやめ応益負担に戻す意見を国に上げると同時に区でも独自にやるべきことがあるのではないかと。荒川区では、早くから軽減措置を打ち出した。在宅のすべての利用者負担を3%に抑える。その上で、月の負担上限額を半額に抑える、平成20年までの経過措置ではなく恒久措置として導入。

足立区で実施すれば一億五千万円かかり負担が多くなると思つたが、今でもそう思っているのか。

●答弁―昨年の補正で一億二千万円組まれたが、状況みて判断する。

○質問―自己負担により余った一億近いお金を含め二百一十億円を溜め込んだ。その一部を活用すれば、区独自の軽減策が十分にできることだ。わが党の予算修正では、利用料負担の軽減で「非課税世帯は負担ゼロ」、課税者世帯のうち均等割の世帯は一律一千万、所得割世帯の負担上限を軽減する内容で一億ちよつとの財源でできることを示した。区長に伺いたい。こうした軽減策はやると思えばできると思つたが、国の見直し案を踏まえて上乗せで行う考えはないか。

●答弁―給食代のように突出してあがるものは対応する。

立ち遅れている精神障害者サービス(所得保障)の重充実を

○質問―利用者負担は大変、厚労省の全国調査でも「障害者千六百人、利用を中止した」と報道された。政府は「たいしたことはない」と言つたが、障害者は利用をやめるわけにはいかず、負担増をもるに力足りない。区独自でやるものはやるべきだ。

○質問―障害者計画でも「障害一元化」によって「立ち遅れている精神障害者などに対するサービスの充実を図る」と強調。精神障害者の所得保障の問題で、ある作業所では、現在六事業者の仕事を受け負って作業をしているが、工賃は時間単価で50〜60円、月額で一万円に満たないのが現実。親から離れて自立しようとするには生活保護を受けないと生活できない。工賃が増えるような支援とともに、知的や身体でやっている所得保障が精神障害者にはでない。自分で使えるお金がなければ生きる力もでない。大急ぎで取り組むべき。

●答弁―精神の方には手当が出ていない。都の制度で要請する。

○質問―都の出方がいいかに関わらず、区にやる気があればできること。福祉手当相当のものを独自にやるべき。

